

株式会社〇〇再雇用制度規則

第1条 目的

この規則は、株式会社〇〇就業規則〇条に基づく再雇用制度について定める。

第2条 適用範囲

この規定は、株式会社〇〇及び次の関連企業を退職した者に適用する。

株式会社〇〇電算、株式会社〇〇物流、有限会社〇〇企画

第3条 資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること

- 1 入社後1年以上在職したこと。
- 2 次のいずれかの理由により退職した者であること。
 - (1) 妊娠、出産
 - (2) 育児
 - (3) 介護
 - (4) 配偶者の転勤（転居に伴う転職を含む）
 - (5) 自己啓発（就学、資格取得等）
 - (6) 病気療養
 - (7) その他会社が認めた理由

退職理由を問わない制度であっても、制度の対象となる退職理由に、「妊娠、出産」「育児」「介護」「配偶者の転勤（転居を伴う転職）」が明記されていることが必要です。

第4条 採用

- 1 中途採用を行う場合は、再雇用制度登録者に対して優先的に募集を行うこととする。
- 2 再雇用制度登録者から申出があった場合は、実績等を評価し、優先的に採用するよう努める。

第5条 再雇用時の処遇・賃金

再雇用時の処遇は、退職前の勤務実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況等を踏まえ決定する。

第6条 再雇用後の配置・昇進・昇給等

再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いを行わない。

第7条 再雇用者への教育訓練

会社は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

附則

この規則は、令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日から適用する。

（参考）

以下は必須の規定ではありません。

第3条 資格要件

- 4 離職期間が10年以内である者であること。
- 5 再雇用時の年齢が〇歳以下であること。

・再雇用の対象年齢について、定年を下回る制限を設けていないことが必要です。